

特定工場新設~~（変更）~~届出書（一般用）

〇〇年〇〇月〇〇日

碧

代理人が届け出る場合は、届出者の名称・住所・代表社名及び代理人の名称・住所・代表者氏名を記載し押印すること。また、届出についての一切の権限を委任する旨の委任状を添付すること。

住所 愛知県〇〇市〇〇町〇丁目〇
 氏名又は名称 〇〇株式会社
 代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
 （担当者） 〇〇課 〇〇 〇〇
 （電話） 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

今回の届出に該当する法律条項以外は線で消すこと。

工場立地法第6条第1項~~（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）~~の規定により、特定工場の新設~~（変更）~~について、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|--|----------|
| 1 | 特定工場の設置の場所 | 愛知県〇〇市〇〇町〇〇番地(△△工場) | |
| 2 | 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類） | 自動車部分品・付属品製造業 燃料コック(細分類 3113) | |
| 3 | 特定工場の敷地面積 | 29,000 m ² | |
| 4 | 特定工場の建築面積 | 8,800 m ² | |
| 5 | 特定工場における生産施設の面積 | 別紙1のとおり | |
| 6 | 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 | 別紙2のとおり | |
| 7 | 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 | 別紙3のとおり | |
| 8 | 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 | 別紙4のとおり | |
| 9 | 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日 | 造成工事等 | 令和2年1月1日 |
| | | 施設の設置工事 | 令和2年1月1日 |
| ※ | 整理番号 | | |
| ※ | 受理年月日 | | |
| ※ | 審査結果 | <p>敷地に変更がある場合は必ず記載すること。</p> <p>工場で製造加工を行う製品名及び日本標準産業分類の4ケタ番号を記載すること。製品の変更の場合は、変更前、変更後に区分しそれぞれ記載すること。</p> <p>変更がない場合は、変更前に前回届出の面積を記載し、変更後に「変更なし」と記載すること。 ・小数点以下は切り捨てること。</p> | |

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定工場新設 ~~（変更）~~ 届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

碧南市長殿

記載方法は上記と同じ。

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
（ 担 当 者 ）
（ 電 話 ）

~~工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設 ~~（変更）~~ について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。~~

| | | |
|--------|---|----------------|
| 1 | 特定工場の設置の場所 | |
| 2 | 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類） | |
| 3 | 特定工場の敷地面積 | m ² |
| 4 | 特定工場の建築面積 | m ² |
| 5 | 特定工場における生産施設の面積 | 別紙1のとおり |
| 6 | 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 | 別紙2のとおり |
| 7 | 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 | 別紙3のとおり |
| 8 | 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 | 別紙4のとおり |
| 9 | 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日 | 造成工事等 |
| | | 施設の設置工事 |
| ※整理番号 | | ※備考 |
| ※受理年月日 | | |
| ※審査結果 | 実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。 | |

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
 - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載すること。
 - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
 - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。